

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 13 日現在

機関番号：13301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780056

研究課題名(和文)ケベック民法典における財産管理の一般法とその理論的基礎

研究課題名(英文)The theoretical foundation of the general law on the administration of property

研究代表者

高 秀成 (Kou, Hidenari)

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：50598711

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究によりケベック民法典における第4編第7章の「他人の財産の管理」の個々の条文の意義とともに、その理論的基礎に権限(pouvoir)概念が据えられうることが明らかになった。また、ケベック民法典が財産編に設けられた理由としては、信託と充当資産との密接関連性があることが明らかになった。ケベック民法典が「他人の財産の管理」を包括的に規定した発想は、我が国の債権法改正における「役務提供契約」の総則的規定を設ける議論と通底するところがある。さらに、所有権理論や、自己の財産の管理を再検証する契機としての意義を有する。

研究成果の概要(英文)：This research clarified the contents of provisions of "administration of property of others" in the chapter 7 of section 4 of Quebec Civil Code. It also clarified the concept of "legal power" as the theoretical foundation of "administration of property of others". The reason why the chapter of "administration of property of others" was positioned as section of "property" is because this section is closely related to trust and appropriated patrimony. The idea of chapter of "administration of property of others" is in common with the idea of the general provision of "service contract" in revision of the civil code of Japan. The concept of "administration of property of others" and power is an opportunity to re-examine the concept of ownership and theoretical foundation of "administration of own property".

研究分野：民法

キーワード：ケベック民法典 財産管理 信託 混合法体系 権限 物権法 一般理論 財産管理人の義務

1. 研究開始当初の背景

我が国において、於保不二雄『財産管理権論序説』(有信堂、1954)によって先鞭がつけられた財産管理制度の包括的研究は、四宮和夫、新井誠、道垣内弘人らにより引き継がれたものの、「財産管理」として呼称される各制度(代理、信託、委任、後見、会社、共有など)の輪郭は今なお不明瞭にとどまっている。また、信託や法人において問題となる財産管理主体の内部的義務(善管注意義務、忠実義務、報告義務)と、対外的な財産の帰属関係は、相互に関連付けられて検討されることはなかった。近年、(高齢化社会と成年後見による横領、民事信託の活用など信託制度の拡がり、など)様々な社会事象に起因して財産管理制度に対する関心は高まっているが、まだ個別財産管理制度への問題対処に関心が限局され、広く財産管理制度に通底する規律や本質の解明が待たれる状況にあった。

2. 本研究の目的

本研究は、フランス法の系譜を引きつつ、絶えず英米法の影響に曝されつつ、独自の法体系を練り上げてきたケベック民法の検討を対象とし、とりわけ比較法的に類を見ない「他人の財産の管理」の制度の法典化の意義を探るものであった。詳述すれば、本研究は、この「他人の財産の管理」がいかなる法制度を対象とし、いかなる規律群を有し、いかなる発想のもと法典化され、何故、財産編に設けられたのか、を探ることで、財産管理の包括的把握にとって示唆を得ることを目的としたものであった。

また、ケベック民法典の研究は以下の点から、大きな示唆をもたらすことが期待できるものであった。

ケベック民法の内包する大陸法と英米法の混淆状況は、比較法の理想的な土壌とも称されている。委任や代理、後見などを規定する日本民法は大陸法系に属するが、信託法や会社法の領域においては、信託義務(fiduciary duty)への参照を通じて、英米法の強い影響が見られる。このような、日本の財産管理制度の内部において一種の大陸法と英米法の混淆状態を前提とすれば、ケベック民法典は理想的な比較対象と言える。

ケベック民法典は、第4編第7章「他人の財産の管理」において、財産管理主体の内部的義務と、対外的な財産の帰属関係を包括的に規定している。その結果、これらの内部的義務と対外的な財産の帰属関係の相互的な連関のもと、財産管理制度に共通する通則規定を把握することが可能となっている。また、管理の方式などの新規定は無体財や流動財産など多様な財の管理に適合した規定が設けられていることから、財の多様化に伴う現代的な課題に重要な示唆をもたらすもので

ある。

3. 研究の方法

本研究は、代表者自身が分担者として所属する改正物権法研究会(代表者:吉田克己教授)と緊密な連携のもと、とりわけケベック民法典に関心のある片山直也教授(慶應義塾大学)、金山直樹教授(慶應義塾大学)の協力のもと遂行された。その結果、ケベックの在外研究においては、ケベックの主要大学の法学部で講演会を行うとともに、多数の研究者と意見交換・インタビューを行うことができた。

本研究は、平成26年度においては、国内で入手可能なケベック法関連文献を渉猟したうえで、「他人の財産の管理」の概要把握に努め、平成27年度においてはケベック民法典の母法にあたるフランス法の理論の関連性を検討すべく、リヨン大学のWilliam Dross教授が訪日し、講演会を行った際に、所有理論に関する通訳を務めるとともに、講演前後を通じてインタビューを行った。このほか、比較法研究に関する総論的検討を行い、「他人の財産の管理」に関する法性決定の検討を行った(香川大学における講演「法性決定研究の現在」)。また平成28年度においては、これまでの国内での研究を改正物権法研究会にて報告し、そこでの質疑応答を踏まえ、11月にケベックに渡航し、ラヴァル大学・マギル大学において片山直也教授・金山直樹教授とともに日本物権法に関する講演を行い、当方の問題関心を伝え、ラヴァル大学において主にミシェル・キュマン教授、シルヴィア教授、オロール教授、マギル大学において主にエメルリッヒ教授にインタビューを行った。

4. 研究成果

(1) 「他人の財産の管理」と権限理論

以上の研究によって、まず1299条1370条に及ぶ膨大な規定群を擁する「他人の財産の管理」の全体像が示された。また個々の規定を逐次紹介するにとどまらず、規定のまとまりごとに制度内で有する意義や機能に照らして整序することができた。その際、注目したのがマギル大学名誉教授マドレーヌ・カントン・キュマン教授の見解である。なかでも財産管理人の権限に課せられた目的の観点から、単純管理方式・完全管理方式の区別、思慮分別義務・忠実義務・報告義務を定位し、個別の義務を組織化しうることを指摘した。このような構想の基礎にあるのが、権限(pouvoir)の理論である。フランス私法に由来する権限理論は、自己の利益のために行使される主観的権利とは異なり、権限は自己以外の利益のために行使されるべきであり、目的的に拘束されているというものである。フランス私法においては、この権限の理解に

ついて議論があるものの、ケベック法はその基本的部分を取り入れており、ケベック法においてとりわけ大陸法的理解に立脚する研究者によって支持されていることが在外研究で確認できた。

また、この権限理論を基軸としてケベック民法典「他人の財産の管理」を体系的に把握することができるほか、その核心的部分（思慮分別義務・忠実義務・報告義務）を特定することで、他の大陸法に於ける財産管理制度を体系的に把握し、財産管理制度の通則を構想するにあたって極めて有益な示唆をもたらすことが確認できた。

（２）「他人の財産の管理」の章が財産編に設けられた理由

ケベック民法典第４編第７章「他人の財産の管理」が財産編（第４編）に設けられた理由も、本研究が取り組むべき課題であった。この点については、総じて積極的な理由を見出すことができなかった。立法時においては、人の編、債務編に設けるべきなどという見解のほか、マドレーヌ・カンタン・キュマン教授のように権限（pouvoir）に関する独自の制度として法典化すべきといった見解もあった。しかし、積極的に財産編に設けるべきといった議論や、それに対する評価などを見出すことはできなかった。ケベック民法に関する資料や在外研究を通じて、信託や充当資産と密接な関係性がある制度であるため、（これら信託・充当資産と同じ）財産編に位置付けられたという理解に至った。

他方、本研究を通じて、ケベックでは積極的な位置づけを見出しえないとしても、我が国の近年の財に対する問題関心に照らして、別の文脈から「他人の財産の管理」が財産編に設けられた意義を見出しうるものと考えている。

とりわけ注目したのが、片山直也「財産管理と物権法」水野紀子＝窪田充見編『財産管理の理論と実務』（日本加除出版、2016）63頁以下の主張である。すなわち、一つに、財のもたらす「効用」の分配という視角から「所有権」概念の再構築を提唱する点。この主張にあって、「効用」をもたらす「権能」から所有権を再定位し、「積極的な利益享受（jouissance active）」を意味する「活用（exploitation）」に着目する。このような「活用」などをもたらす「権能」は、所有権に内在するものであり、代理権や授權などの外在的な権利（処分権）と対比される。次に、自益管理（＝自分の利益のための管理）・他益管理（他人の利益のための管理）を問わず財産管理の一般理論を構築するに際して、財産管理と所有権（財産権）の権能論との関係を正面から論じる必要性があることも主張される。

以上の主張を踏まえると、このような指摘は、他人の財産に行使される「権能」を所有権に内在するある種の物権として説明すること

を可能とし、「他人の財産の管理」がケベック民法典において財産編に設けられた意味を積極的に見出す契機となりうる。他面において、ケベックで浸透している権限（pouvoir）に基づく制度としての「他人の財産の管理」と、自益管理・他益管理に通底する権能との関係性を再考する契機となる。

（３）「他人の財産の管理」という総則的規定方式の意義

本研究によって、財産編第７章に、他人の財産の管理に関する規律を集結させた立法理由は、第一に、全ての管理人に共通する同じ規定の繰り返しを防止することにあった。第二には、下流ケベック民法典下における、財産管理の典型契約であると目されていた委任契約に過度に依存することから脱却することにあったことが明らかとなった。

これらの立法理由は、一見すると形式的な理由にも見えなくはないが我が国における債権法改正に関する議論と照応させると、興味深い対応を見せる。法制審議会における議論に先立ち、法制審議会民法（債権法）改正部会において、かつて役務提供契約に関する一般ルールの規定群の創設が検討されたが、最終的に実現しなかった。このような提案は、法制審議会の議論に先立つ民法（債権法）改正検討委員会の公表した基本方針を参照したものである。民法（債権法）改正検討委員会は基本方針の「3.2.8」において役務提供契約の一般的規定の創設を提案していた。その理由としては、第一に「雇用・請負・委任・寄託といった各種の役務提供契約に関する現行規定のなかにも、当該契約類型にのみ受当する固有の規律といえるもののほか、当該契約類型を超えて広く役務提供契約一般に受当するのではないかと考えられる規律が含まれている点が挙げられる。そのため、そのような役務提供契約の一般原則を示す規律群を括り出して、総則規定に移しかえることによって、雇用・請負・委任・寄託を包摂する上位のカテゴリーとして『役務提供契約』を位置づけ、それに関する総則規定を設ける」のである。そして、第二に、これまで準委任（日本民法656条）を事務処理契約一般に関する規律であると広く捉えることによって、契約類型の欠缺を埋めてきた解釈について、（準）委任契約に関する規定のすべてが、役務提供契約一般に適合するわけではないという問題意識である。このような立法提案は、すべての契約に共通に受当するものではないが、特定の問題に関して共通の性質をもつ「同類型の契約」に受当する一般理論としての「各種契約の一般理論」に裏打ちされたものである。

また、わが国においても、あまりに準委任の適用対象が広範である一方、いかなる範囲の契約に委任規定を適用すべきか、債権法改正と相前後して議論されている。そのなかで、預金契約への報告義務（日本民法645条）の

適用が問題となった判例(最判平成 21 年 1 月 22 日民集 63 卷 1 号 228 頁)に関して、「財産管理的要素」を基準とすべきとする主張がなされた。このような議論にとっても、委任制度のなかの財産管理的要素をいかに抽出し、必ずしも委任に限定されない財産管理制度に、どのような共通の規律を構想していくかにあたって、ケベック民法典の「他人の財産の管理」の一般規定の創設と、基礎となる一般理論の議論は示唆に富むものと思われる。

他方において、ケベック民法典は他人の財産の管理人の性質決定につき、夥しい準用規定のほか、1299 条をもってごく簡単な規定を用意するのみであり、全く手掛かりを与えていない。そのため、これら準用規定から漏れる制度につき、「他人の財産の管理」の規律が適用されるか否かの判断にあたっては、やはり「他人の財産の管理」という法的カテゴリーの確立が必要となる。

以上のように、我が国における「役務提供契約」の一般的規定と、ケベックにおける「他人の財産の管理」の一般的規定は、法典の形式として問題関心を共有するところがあり、このような一般規定の創設は、それぞれの対象領域における一般理論の探究を誘発する。債権法改正と前後して、森田宏樹「契約」北村一郎編『フランス民法典の 200 年』(有斐閣、2006)や、都筑満雄「フランスにおける請負契約の性質決定の再定位の議論に見る各種契約の一般理論と新たな契約の分類(1)・(2 完)」南山法学 37 卷 3・4 号(2014)149 頁以下が一般理論への関心を示す。同様に、ケベックにおいては、「他人の財産の管理」の一般理論への関心は、まさにマドレーヌ・カンタン・キュマン教授による権限(pouvoir)理論によって示されていたと言えよう。

以上のように、本研究によってケベック民法典「他人の財産の管理」制度の概要と法典化の意義が相当程度、解明されたものと考えられる。今後は、ケベック民法典「他人の財産の管理」の基礎になる権限(pouvoir)理論により沈潜していく必要があるものと考えている。この権限理論は、フランス行政法における権限濫用(détournement de pouvoir)法理に起源を有し、それがフランス私法へ伝播していき、権限濫用のレジームに対応する独自のカテゴリーとして権限が認識されたことによって確立された。ケベック民法典「他人の財産の管理」制度の実践的評価および我が国における応用可能性、所有権能と財産管理の関係、財産管理の本質的部分、これらの問題を検討するにあたって、以後、権限理論をフランス法における発展史に則って解明する必要がある。その基礎的作業として、権限濫用法理の生成と展開の過程を追う必要があるものと考えている。

5. 主な研究発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

高秀成「ケベック民法典における『他人の財産の管理』制度の法典化の意義について」金沢法学 59 卷 2 号、査読なし、2017、117 頁 155 頁

Namkoong, Sool [著] = 高秀成 [訳] 「グローバル化時代における韓国契約法(2015 年度大陸法財団寄付講座「グローバル化と大陸法」)」慶應法学 35 号、査読なし、2016、279 297 頁

マウロ・ブッサーニ = グミシェル・グリマルディ [著] = 高秀成 [訳] 「所有権の担保：大陸法の概観」慶應法学 34 号、査読なし、2016、157 192 頁

高秀成「他人物質貸借と追認の効果について」民事研修 692 号、査読なし、2015、2 25 頁

〔学会発表等〕(計 1 件)

高秀成「近時の民事判例における意思と法性決定」(講演会「法性決定研究の現在」)

日時：2015 年 8 月 27 日

場所：香川大学幸町キャンパス

〔図書〕(計 1 件)

高秀成「財産管理と権利論」吉田克己 = 片山直也編著『財の多様化と民法学』(商事法務、2014) 査読なし、520 561 頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

なし

6．研究組織

(1)研究代表者

高 秀成 (Kou Hidenari)
金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：50598711

(2)研究分担者

(なし)

研究者番号：

(3)連携研究者

(なし)

研究者番号：

(4)研究協力者

(なし)